

国自基第127号の2  
令和4年10月7日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長（押印省略）

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成 15 年国自技第 151 号、国自環第 134 号）（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
記	記
<p>1.～85. (略)</p> <p>86. 適用関係告示第14条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成30年1月20日以降に輸入自動車特別取扱を受けた電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（平成30年1月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）</p> <p>87.～119. (略)</p> <p>120. 適用関係告示第13条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 平成35年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成35年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>121.～129. (略)</p> <p>130. 適用関係告示第51条の5第1項の「国土交通大臣が定める自動</p>	<p>1.～85. (略)</p> <p>86. 適用関係告示第14条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成30年1月20日以降に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（平成30年1月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）</p> <p>87.～119. (略)</p> <p>120. 適用関係告示第13条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 平成35年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成35年8月31日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>121.～129. (略)</p> <p>130. 適用関係告示第51条の5第1項の「国土交通大臣が定める自動</p>

車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(3) (略)

(4) 令和4年5月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年4月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と側方衝突警報装置に係る性能が同一であるもの

(5)～(7) (略)

131.～145. (略)

146. 適用関係告示第12条第15項、第13条第20項、第14条第28項及び第15条第37項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和14年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(2) 令和14年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和14年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(3) 令和14年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和14年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和14年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

147. 適用関係告示第12条第17項、第13条第22項、第14条第29項及び第15条第38項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(3) (略)

(4) 令和4年5月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年4月30日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車と側方衝突警報装置に係る性能が同一であるもの

(5)～(7) (略)

131.～145. (略)

(新設)

146. 適用関係告示第12条第16項、第13条第21項、第14条第28項及び第15条第37項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(7) (略)

148. 適用関係告示第12条第18項第2号、第14条第30項第2号及び第15条第39項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(7) (略)

149. 適用関係告示第12条第16項及び第13条第21項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(7) (略)

150. 適用関係告示第14条第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(7) (略)

151.～153. (略)

154. 適用関係告示第14条第34項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

155. 適用関係告示第14条第35項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

156. 適用関係告示第14条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

157. 適用関係告示第14条第32項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

158.～169. (略)

170. 適用関係告示第54条の2第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)・(2) (略)

(3) 令和5年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受け

(1)～(7) (略)

147. 適用関係告示第12条第17項第2号、第14条第29項第2号及び第15条第38項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(7) (略)

148. 適用関係告示第12条第15項及び第13条第20項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(7) (略)

149. 適用関係告示第14条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(7) (略)

150.～152. (略)

153. 適用関係告示第14条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

154. 適用関係告示第14条第34項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

155. 適用関係告示第14条第32項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

156. 適用関係告示第14条第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

157.～168. (略)

169. 適用関係告示第54条の2第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)・(2) (略)

(3) 令和5年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年6月30日以前に輸入自動車特別取扱による

た自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの

(4)～(6) (略)

171.～179. (略)

180. 適用関係告示第13条第23項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

181.～182. (略)

183. 適用関係告示第18条の2第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) (略)

(2) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

(3)～(5) (略)

184.～185. (略)

185. 適用関係告示第54条の2第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) (略)

(2) 令和6年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの

(3)～(5) (略)

187. 適用関係告示第13条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(7) (略)

取扱いを受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの

(4)～(6) (略)

170.～178. (略)

179. 適用関係告示第13条第22項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(6) (略)

180.～181. (略)

182. 適用関係告示第18条の2第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) (略)

(2) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

(3)～(5) (略)

183.～184. (略)

185. 適用関係告示第54条の2第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) (略)

(2) 令和6年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱による取扱いを受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの

(3)～(5) (略)

186. 適用関係告示第13条第23項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1)～(7) (略)

188. 適用関係告示第4条第20項の「国土交通大臣が定める自動車」 (新設)  
は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和7年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和7年4月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和7年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和7年4月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

189. 適用関係告示第4条第21項の「国土交通大臣が定める自動車」 (新設)  
は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和9年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和10年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年12月31日以前に多仕様自動

車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの

190. 適用関係告示第4条第22項並びに第28条第1項第21号及び第195項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和5年9月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年9月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和5年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和5年10月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年5年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

191. 適用関係告示第4条第23項並びに第28条第1項第22号及び第196項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱いを

受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(3) 令和6年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和6年10月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年6年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

192. 適用関係告示第8条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(2) 令和6年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と施錠装置に係る性能が同一であるもの

(3) 令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和6年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と施錠装置に係る性能が同一であるもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

193. 適用関係告示第8条第9項の「国土交通大臣が定める自動車」

(新設)

(新設)



は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とイモビライザに係る性能が同一であるもの
- (3) 令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とイモビライザに係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

194. 適用関係告示第9条第60項の「国土交通大臣が定める自動車」 (新設)

は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの
- (3) 令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

195. 適用関係告示第18条の2第3項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

196. 適用関係告示第26条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを

受けた自動車

- (4) 令和6年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

197. 適用関係告示第27条第36項の「国土交通大臣が定める自動車」 (新設)  
は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年10月7日（乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年10月7日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年10月8日（乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年10月8日）以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年10月7日（乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年10月7日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

(3) 細目告示第83条の適用を受ける自動車（輸入自動車を除く。）

198. 適用関係告示第28条第197項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年12月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年6年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和6年11月30日以前に型式認定を受けた自動車
- (4) 令和6年12月1日以降に新たに型式認定を受けた自動車であって、同年6年11月30日以前に型式認定を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、型式認定を受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

199. 適用関係告示第28条第198項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年9月30日（軽油を燃料とするものについては令和5年9月30日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年10月1日（軽油を燃料とするものについては令和5年10月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年9月30日以前（軽油を燃料とするものについては令和5年9月30日）に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(新設)

(新設)

(3) 令和6年9月30日（軽油を燃料とするものについては令和5年9月30日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和6年10月1日（軽油を燃料とするものについては令和5年10月1日）以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年9月30日（軽油を燃料とするものについては令和5年9月30日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

200. 適用関係告示第51条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」 (新設)  
は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車

(2) 令和6年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と盗難発生警報装置に係る性能が同一であるもの

(3) 令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和6年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と盗難発生警報装置に係る性能が同一であるもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

201. 適用関係告示第52条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」 (新設)

は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

#### 附 則

本改正規定は、令和4年10月8日より施行する。

令和4年10月7日  
自動車局車両基準・国際課  
自動車局審査・リコール課

## 排出ガス規制に粒子数（PN：Particle Number）の基準を導入します

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に関する国際規則の改正が合意され、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN：Particle Number）の基準が追加されたことから、国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第154号）」の改正が合意され、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN：Particle Number）の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。なお、この世界統一排出ガス測定法は、我が国が議論を主導し平成26年3月に成立したものです。

### 1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5 トン以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、粒子数の基準を適用する（※）。  
（※）中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第14次答申（令和2年8月））において、大気環境保全対策として、粒子状物質について、粒子数の基準を新たに導入することが適当であるとされたことを踏まえたものです。
- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車に備えられた電動パーキングブレーキについて、意図しない発進を防ぐため自動作動要件を追加する。
- 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものの前方視界について、広い視野を確保するべく乗用車等（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の自動車）と同じ要件を適用する。
- 車両総重量 3.5 トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものを除く）のうち、電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車について、今後の普及を見据えて、燃料消費率、電力消費率を適切に評価するための測定法を定める。

### 2. 公布・施行

公布：令和4年（2022年）10月7日

施行：令和4年（2022年）10月8日

#### 問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：【1. (1)、(4)関係】谷倉、奥山、大山

【1. (2)、(3)関係】山村、杉田、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：福菌、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

# 装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、自動車の安全性を確保し、環境を保全するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 186 回会合において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」及び「大型車用制動装置の協定規則（第 13 号）」等の改訂が採択されるとともに、「自動車の運転者の前方視界に関する協定規則（第 125 号）」等の補足改訂が採択された。

また、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申（令和 2 年 8 月））において、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN: Particle Number）の基準を導入することが適当であるとされている。

これらを踏まえ、以下のとおり、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### (1) 装置型式指定規則の一部改正

協定規則第 13 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

### (2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5 トン以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、粒子数の基準を適用する。

#### 【適用日】

・ディーゼル車

新 型 車：令和 5 年（2023 年）10 月 1 日

継続生産車：令和 7 年（2025 年）10 月 1 日

・ガソリン車

新 型 車：令和 6 年（2024 年）10 月 1 日

継続生産車：令和 8 年（2026 年）10 月 1 日

- ② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く、車両総重量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては適用除外あり）に備えられた電動パーキングブレーキについて、以下等の自動作動に関する要件を追加する。



**【要件】**

- ・車両が停止していることが検知され、以下のいずれかの条件が満たされたときにパーキングブレーキを自動で作動させること。
  - (a) イグニッション／スタートスイッチがオフになっている又はキーが取り外されている場合
  - (b) ドアの解放やシートベルトの解除等を検知してドライバーが運転席を離れていると判断される場合、又はバスにおいてはドライバーによる操作が30秒を超えて行われない場合
- ・当該自動作動はドライバーの操作により解除されてもよいものとする。

**【適用日】**

新 型 車：令和6年（2024年）9月1日

継続生産車：令和8年（2026年）9月1日

- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く）の前方視界について、以下等の乗用車等（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車）と同じ要件を適用する。

**【要件】**

- ・Aピラーによって視野が遮蔽される許容範囲
- ・運転者の左右180°及び一定の上下方向の視野範囲における遮蔽物の設置の禁止

**【適用日】**

新 型 車：令和6年（2024年）7月1日

継続生産車：令和8年（2026年）7月1日

- ④ 車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものを除く）のうち、電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車の燃料消費率、電力消費率の試験法を定める。

**【適用日】**

- ・電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車

新 型 車：令和7年（2025年）4月1日

継続生産車：令和9年（2027年）4月1日

- ・燃料電池自動車

新 型 車：令和10年（2028年）1月1日

継続生産車：令和12年（2030年）1月1日

**(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正**

(2)①の改正については、ディーゼル車であれば令和5年10月1日より基準適用とするほか、所要の改正を行う。

#### (4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

### 3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年10月7日

施 行：令和4年10月8日